

平成28年度

財政援助団体等監査報告書

仙北市監査委員

仙 発 監 第 8 1 号
平成 2 8 年 1 2 月 1 6 日

仙 北 市 長 門 脇 光 浩 様
仙 北 市 議 会 議 長 青 柳 宗 五 郎 様

仙北市監査委員 戸 澤 正 隆

仙北市監査委員 八 柳 良 太 郎

平成 2 8 年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定により、平成 2 8 年度の財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

目 次

第1	監査の期間	1
第2	監査の執行年月日及び対象団体	1
第3	監査の方法	1
第4	監査の結果	3
	協働によるまちづくり提案型補助金	4
	田沢湖を美しくする会補助金	6
	仙北市危険老朽空き家対策支援事業補助金	8
	仙北市雇用創出助成金	9
	公の施設指定管理者：(有)田沢湖自然体験センター	12

平成28年度財政援助団体等監査報告書

第1 監査の期間

平成28年10月21日から平成28年12月9日まで

第2 監査の執行年月日及び対象団体

1 財政援助団体等については、平成27年度に市が補助金等の財政的援助を与えた団体等の中から次の団体等を抽出し、監査を実施した。

なお、このうち雇用創出助成金については、書面監査として事前に提出された資料に基づき質問事項を照会し、文書による回答を得る方法により実施した。

執行年月日	監査対象団体	補助金等/公の施設名称	所管部課等名
11月15日(火)	市民等団体申請者	地域カステップアップ事業 協働によるまちづくり提案型補助金	企画政策課
11月15日(火)	田沢湖を美しくする会	田沢湖を美しくする会補助金	観光課
11月15日(火)	危険老朽空き家の所有者等申請者	仙北市危険老朽空き家対策支援事業費補助金	総合防災課
11月15日(火)	(有)田沢湖自然体験センター	かたまえ山森林公園 【公の施設の指定管理者】	農山村活性課
		西木山の幸資料館 【公の施設の指定管理者】	
		西木森林学習交流館 【公の施設の指定管理者】	
(書面審査)	雇用創出助成金申請者	雇用創出助成金	商工課

第3 監査の方法

監査対象団体等に係る出納その他事務の執行について、適正かつ効率的に行われているか、また、それに関する所管課等の事務が適正に執行されているかについて、関係諸帳簿の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、その他必要と認めた監査を実施した。

なお、監査における主な着眼点は次のとおりである。

1 財政援助団体等監査

(所属部局関係)

- (1) 補助金等の決定は、法令等に適合しているか。
- (2) 補助金等交付要綱は整備されているか。
- (3) 補助金等の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。公益上の必要性が認められるか。
- (4) 補助対象経費が明確になっているか。
- (5) 任意団体等に対する補助金等の経理についての指導監督は適切に行われているか。
- (6) 補助金等の効果、条件履行の確認は実績報告書等により行われているか。

(団体等関係)

- (1) 補助金等の交付申請書の提出、補助金等の請求・受領は適時に行われているか。
- (2) 補助事業は計画及び交付条件に従って実施され、十分に効果が上げられているか。
- (3) 補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。
- (4) 補助金等の収支等会計経理は適正に行われているか。
- (5) 出納関係の帳票の整備、記帳は適正か。
- (6) 領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。
- (7) 実績報告は適正に行われているか。

2 公の施設の指定管理者監査

(所管部局関係)

- (1) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- (2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (3) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (4) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (5) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続き等は適正になされているか。
- (6) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (7) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- (8) 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

(指定管理者関係)

- (1) 施設は関係法令（条例を含む。）の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (3) 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。
- (4) 利用促進のための努力はなされているか。
- (5) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (6) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- (7) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

第4 監査の結果

今回の財政援助団体等監査では、公の施設の指定管理者3件を含む7件について書面審査し、内6件について説明を求め監査を実施した。

監査の結果、補助金等は交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は概ね、適正に処理されているものと認められたが一部に改善を要する事項が認められたので、今後の事務処理に万全を期すよう要望する。

実績報告書の収支計算書記入について、補助対象経費と補助対象外経費の区別がなされていないものがあった。補助申請前の支出などしっかり区分けして、補助金の使途に疑念を持たれないようにしていただきたい。

団体等への補助金について、個人のクレジットカードやポイントカード等を利用して精算した事例が見受けられたが、ポイント等は経済的付加価値が個人に転化される決済方法であることから、その取り扱いについて、検討願いたい。

また、車の燃料代、宿泊料等の旅費についても、上限を設けるなどのルール作りが必要と思われる。

各団体の概要等は、次のとおりである。なお、監査の際に見受けられた事務処理上留意すべき軽微な事項については、所管課長等に対して改善又は検討を要望したので、記述を省略する。

地域カステップアップ事業 協働によるまちづくり提案型補助金

1. 補助金等の名称 協働によるまちづくり提案型補助金
2. 担当部課等名 総務部 企画政策課
3. 補助金等交付金額 1,170,000円
4. 補助金等交付決定年月日 市民等団体の申請に基づく
5. 実績報告年月日 市民等団体の申請に基づく
6. 補助金等交付根拠等 仙北市協働によるまちづくり提案型補助金交付要綱
7. 事業の目的 市民等団体が地域の活性化や地域課題の解決に向け、自ら企画し実施するまちづくり事業に対し補助金を交付する。
8. 事業の内容 市民等団体から届け出のあった事業について仙北市協働によるまちづくり推進委員会が書類審査及びプレゼンテーション審査を実施する。選考された市民等団体に対し次の基準により補助金を交付する。

新規事業 補助対象経費の2/3で30万円を上限。
継続事業2年目 補助対象経費の1/2で22万円を上限。
継続事業3年目 補助対象経費の1/3で15万円を上限。
9. 事業の効果・実績 市民団体が地域の活性化や地域課題の解決に向け、自ら企画したまちづくり事業を実施し、協働のまちづくりを図ることができた。

・交付団体5団体
【内訳】
新規事業4団体 交付額30万円×3団体
12万円×1団体
継続事業1団体 交付額15万円

要 望 事 項 等

昨年度は5つの団体に補助金を交付している。団体ごとに経理方法や事業内容が違うため、補助金支出における事務の煩雑さも伺えるものではあるが、今後は次の点に留意いただきたい。

実績報告時の支出項目の混同や交付決定前の領収書などが散見されたほか、補助対象経費と補助対象外経費の区分分けにおいても団体ごとに差異が見受けられた。補助金の透明性確保の観点からも補助金がどの経費に向けられているのかを明確な考えのもとで事業を遂行し、報告いただけるよう所管課からも各団体に助言・指導いただきたい。

また、補助金を活用しての仙北市の物品調達、業務委託等については市内優先発注に関する条例に基づいた支出に努められたい。

田沢湖を美しくする会補助金

1. 補助金等の名称 田沢湖を美しくする会補助金
2. 担当部課等名 観光商工部観光課
3. 補助金等交付金額 2,836,000円
4. 補助金等交付決定年月日 平成27年4月20日
5. 実績報告年月日 平成28年3月31日
6. 補助金等交付根拠等 田沢湖を美しくする会補助金交付要綱
7. 事業の目的 田沢湖の美しい自然を保持すると共に、健康で快適な利用ができる公園とする。
8. 事業の内容
- ・ 田沢湖畔に設置してある公衆トイレ並びに周辺の清掃
 - ・ 園地内の清掃、植木の手入れ草刈り等
 - ・ 湖岸並びに園地のゴミ回収清掃
 - ・ イベント時の清掃
 - ・ 他
9. 事業の効果・実績 春山地区集団施設地域、御座石地区、湯尻地区の駐車場内外、沿道及び周辺のゴミ収集・分別・搬出により自然公園の景観を損なわないようにするとともに公衆トイレを清潔に保つよう清掃を行った。

10. 平成27年度決算状況

(単位：円)

収入の部			支出の部			
項	目	決算額	項	目	決算額	
会	費	387,000	事	務	費	159,098
市	補助金	2,836,000	事	業	費	3,156,936
雑	収入	93,501	予	備	費	0
繰	越	金	176			
合	計	3,316,677	合	計	3,316,034	
翌年度繰越額 (収入合計－支出合計)					643	

要 望 事 項 等

経費の配分表において、実績以上に補助金が支出されているかのような誤解を招く記載になっていることからこの点については注意していただきたい。

また、事業が年度完結であるが、次期補助申請日までの経理上の「空白期間」が生じているので、その解消策を検討していただきたい。

仙北市危険老朽空き家対策支援事業補助金

1. 補助金等の名称 仙北市危険老朽空き家対策支援事業補助金
2. 担当部課等名 総務部 総合防災課
3. 補助金等交付金額 377,000円
4. 補助金等交付決定年月日 平成27年9月30日
5. 実績報告年月日 平成28年1月14日
6. 補助金等交付根拠等 仙北市危険老朽空き家対策支援事業補助金交付要綱
7. 事業の目的 市内への危険老朽空き家への撤去支援により、安心安全な市民生活の確保を図る。
8. 事業の内容 解体・撤去の意志はあるが、経済的理由により実施することが困難な所有者に対し、解体工事費の1/2、上限50万円を補助する。
9. 事業の効果・実績 市内への危険老朽空き家への撤去支援により、安心安全な市民生活の確保を図ることができた。
 - ・平成27年度 交付決定件数 1件

要望事項等

補助金の交付要件である「経済的な理由」の基準が補助要綱には示されていないので、パンフレットへの記載だけではなく、要綱に明記しておいた方が良いと思われる。

また、空き家解体後の登記関係処理等についても文書等で助言・指導いただけるよう検討されたい。

仙北市雇用創出助成金

- | | |
|----------------|---|
| 1. 補助金等の名称 | 仙北市雇用創出助成金 |
| 2. 担当部課等名 | 観光商工部 商工課 |
| 3. 補助金等交付金額 | 4,200,000円 |
| 4. 補助金等交付決定年月日 | 事業者の申請に基づく |
| 5. 実績報告年月日 | 事業者の申請に基づく |
| 6. 補助金等交付根拠等 | 仙北市雇用創出助成金交付要綱 |
| 7. 事業の目的 | 本市における新規雇用に対して助成金を交付することにより、本市民の雇用機会の創出を図る。 |
| 8. 事業の内容 | 仙北市内企業の新規雇用に対し、交付要件該当事業者に対し、被雇用者一人あたり最高30万円を助成。 <ul style="list-style-type: none">・対象期間<ul style="list-style-type: none">第1期 被雇用者の新規雇用日から6カ月間第2期 第1期の翌日から6カ月間・助成金の額<ul style="list-style-type: none">一般 15万円（各期 75,000円）新卒 30万円（各期 150,000円） |
| 9. 事業の効果・実績 | 新規雇用した事業主に対して雇用助成を行い、平成27年度に申請事業者数のべ24社において新卒者7名、一般求職者14名の雇用機会を創出した。 |

要望事項等

交付要件に基づき概ね適正に事務処理され、疑義が生じた場合でも申請企業等への確認を経たうえで適正に助成金が交付されていることを確認した。

公の施設指定管理者：(有)田沢湖自然体験センター

1. 施設 の 名 称 ①仙北市かたまえ山森林公園
②仙北市西木山の幸資料館
③仙北市西木森林学習資料館
2. 施設 の 所 在 地 仙北市西木町西明寺字瀧尻117-1
3. 担 当 部 課 等 名 農林部 農山村活性課
4. 補 根 拠 条 例 等 ①仙北市森林総合利用施設条例
②仙北市西木山の幸資料館条例
③仙北市西木森林学習資料館条例
5. 設 置 目 的 ①市民の健康増進と林業定住化促進のため。
②郷土の自然と林産物及び先人の文化的遺産に関する知識を深め、地域産業の振興と地方文化の発展に資するため。
③市の豊かな自然環境、特に森林資源をテーマとした学習並びに研修の機会を提供し、地域間の交流活動を一層促進しながら森林に関する意識の高揚を図り、林業の発展に資するため。
6. 開館時間及び休館日 ○開館時間：①施設・設備ごとに異なり条例による
②午前8時30分から午後5時まで
③午前8時30分から午後5時まで
○休 館 日：①②③ 11月1日から4月30日まで
②のみ 毎週月曜日
7. 施設 の 概 要 ①敷地面積 388,400㎡
管理棟1棟、コテージ9棟、バンガロー6棟
②1棟 468.74㎡
③1棟 348.74㎡
8. 指定管理者選定方法 公募（仙北市かたまえ山森林公園、仙北市西木森林学習資料館、仙北市西木山の幸資料館を一括）
9. 指 定 期 間 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで
10. 指 定 管 理 料 7,628,914円（仙北市かたまえ山森林公園、仙北市西木森林学習資料館、仙北市西木山の幸資料館を一括）
11. 利 用 料 金 制 導入済

12. 指定管理者の主な業務

- ①施設の維持管理及び修繕に関する業務
施設を通じた保健休養と林業経営合理化に関する業務
その他市長が施設の管理上必要と認める業務
- ②施設・設備及び展示品の維持管理と修繕に関する業務
並びに展示品の盗難防止及び保安管理に関する業務
- ③施設を通じた林業の発展に資するための学習及び研修の機会を提供する業務
施設の維持管理及び修繕に関する業務
- その他市長が施設の管理上必要と認める業務

13. 平成27年度決算状況

(単位：千円)

収入の部		支出の部	
項 目	決 算 額	項 目	決 算 額
指 定 管 理 料	7,628,914	人 件 費	6,281,700
利 用 料 金 収 入	5,567,030	光 熱 水 費	1,308,442
そ の 他 収 入	70,750	設 備 等 保 守 点 検 費	320,780
		清 掃 ・ 植 栽 管 理 ・ 警 備 等	2,157,886
		施 設 維 持 修 繕 費	273,974
		事 務 費	893,905
		そ の 他 (保 険 料 ・ 消 費 税 等)	1,230,016
合 計	13,266,694	合 計	12,466,703
翌年度繰越額 (収入合計－支出合計)		799,991	

要 望 事 項 等

事業計画書にある緊急時の対応等危機管理の取り組みについては、早期にマニュアルを作成していただきたい。また、近隣施設等との連携を密にして、付加価値をつけて集客、収入増に結びつけるよう要望する。